

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）６３条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和２年６月２６日付けの「支給済み保護費の返還決定について」（以下「本件処分通知書」という。）で行った法６３条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 処分庁は、返還対象期間の始期を遺産の被相続人の死亡日である令和元年８月３０日としているが、遺産分割は協議が完了するまで相続する遺産の具体的内容がはっきりしないので、遺産分割協議の行われた同年１０月１８日を始期とするべきである。
- (2) 請求人は、自身に相続が開始したことを知ったのが令和元年１０月１日であり、その後に処分庁の担当者から法６３条により医療費の全額が返還対象となることの説明を受けた。

請求人は、同年９月に好酸球性消化管疾患のために生検を受け、高額な医療費がかかった。生活保護利用のために医療保険制度から

除外された状態で医療を受けたことにより、国民健康保険の被保険者であれば負担せずに済んだ高額医療費の全額の返還を後から求められるのは、妥当ではない。国民皆保険制度が採用・維持されている中、何ら責任のない者に重い負担を強いるべきではない。医療保険制度の趣旨を踏まえて、医療扶助の返還対象額を国民健康保険の被保険者と同様の医療費の3割とするべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 4月21日	諮問
令和4年 7月 8日	審議（第68回第4部会）
令和4年 8月24日	審議（第69回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うも

のとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものとされている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ)（略）」等を挙げている（以下、この控除を「自立更生免除」という。）。

(3) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によって

開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。また、同法907条1項及び909条本文によれば、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができ、その遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6（答）(2)及び「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-1参照）。

(4) 課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。さらに、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

(5) 国民健康保険について

国民健康保険法6条9号によれば、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者としなないこととされている。

国民健康保険は加入者が負担能力に応じて保険料の一部を分担し合うことによってこれを賄うという相互扶助共済制度である一方、法による保護は受給者自身の拠出を要せず租税収入をもって充てるという公の負担によって賄うという国家扶助制度であり、両者は制度的に異なるものである。その上で、国民健康保険加入者が医療費を支払う場合は、自己負担限度額までの負担で済むところ、国民健

康保険の被保険者となることができない被保護者が医療扶助に係る保護費を返還する場合には、医療費全額が返還額決定の対象となるものと解される。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の規定の適用について

本件では、請求人は、令和元年8月30日に祖父が死亡し、その遺産を相続したことが認められる。

そして、民法の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされ、共同相続人の遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとされていること、また、問答集及び運用事例集により、遺産相続の場合の法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきとされていることからすれば、請求人は、亡祖父の遺産について、その死亡時に、法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力を有していたと解される。

そうすると、請求人は、法63条が定める「資力があるにもかかわらず、保護を受け」ていたものであり、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に該当するのであるから、処分庁が、法63条の規定を適用したことは、上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

本件において請求人に発生した「資力」の額は、遺産分割に基づいて請求人が取得した1,500,000円であるといえる。

他方で、別紙・2「返還金額算定表」のとおり、処分庁が返還決定額を算定した過程には、各月における支給済保護費の金額（生活扶助費及び医療扶助費）に一部誤りがあるため、本件処分当時において請求人に対し支給済みであった保護費の合計額にも若干誤りがある。本件審査請求において提出済みの証拠資料等に基づいて支給

済保護費を正しく計算したところ、その合計額は488,160円であって、本件支給済保護費482,100円を上回るものであり、これは請求人にとって不利益になるものではないから、以下、本件における支給済保護費は482,100円であることを前提として判断する。

次に、処分庁は、請求人に対して、自立更生免除について説明し、自立更生免除に係る資料の提出期限を3度設定したが、3度目の期限を過ぎても請求人から連絡がなかったため、自立更生免除の希望はないものとみなし、自立更生免除の適用をしなかったことが認められる。

以上によれば、請求人において発生した資力は、本件支給済保護費を上回ることが認められるのであるから、482,100円を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものといえることができる。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり、返還対象期間の始期を遺産分割協議の行われた同年10月18日とするべきである旨主張する。

しかしながら、被保護者を相続人とする遺産相続があった場合、被保護者における資力発生日は被相続人の死亡日であるとされているから、被保護者は、原則として、被相続人が死亡した日以降の支給済保護費に相当する金額を返還しなければならない。本件処分は、請求人の祖父が死亡した令和元年8月30日以降に請求人が支給を受けた保護費482,100円を返還金額としているのであるから、法令等に則って行われたものといえ、違法又は不当な点はない。

- (2) 請求人は、上記第3・(2)のとおり、医療扶助の返還対象額を国民健康保険の被保険者と同様の医療費の3割とするべきである旨主張する。

しかし、請求人は、国民健康保険法6条9号の規定により、国民

健康保険の被保険者とはなりえなかったものである（1・5）。

そして、請求人は、保護費の返還について、保護開始時及び本件処分前に説明を受けていることから十分に理解していたものと認められる。また、請求人は、病状の関係で就労しておらず収入がないこと、かつ、本件処分の決定前に保護が再開されたことを考えると、返還対象額全額を返還請求することは請求人の自立に影響せず、保護再開時においても、請求人の所持金額については返還予定額を考慮して決定されたものであると認められるから、返還対象額全額を返還させることが不可能又は不相当であるともいえない。

したがって、返還対象額の算定についての処分庁の上記判断が著しく公平を失しているとはいえないから、裁量権の範囲の逸脱・濫用は認められない。

なお、国民健康保険制度と生活保護制度の医療扶助との間における制度的な差異により、請求人にとって負担感を抱く状況であると認められなくもないが、この点に関する不満は現行法制度一般に対する不満であって、本件審査請求の対象とすることはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙（略）